

政策会議付議事案書 (令和7年10月17日)

提案課名 選挙管理委員会事務局

報告者名 安川 正幸

|                  |  |                       |
|------------------|--|-----------------------|
| <p>事案名</p>       | <p>秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて</p>  | <p>有<br/>資料<br/>無</p> |
| <p>目的・必要性</p>    | <p>「公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）」が令和7年6月4日に公布、施行され、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、その額に準じて、「秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例」に規定する限度額についても所要の改正をするものです。</p>   |                       |
| <p>経過・検討結果</p>   | <p>1 前回の改正 令和4年12月（公職選挙法施行令の一部改正による。）<br/>                 2 令和7年6月4日 「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」の公布・施行<br/>                 3 政令市を除く県内各市の対応状況について<br/>                 鎌倉市、茅ヶ崎市は9月の議会で改正済み、本市を含む12市が12月議会で改正予定、小田原市、座間市については、来年度以降に改正予定となっています。<br/>                 なお、改正する全ての市において、その内容は、政令に準じた額となっています。</p> |                       |
| <p>決定等を要する事項</p> | <p>公費負担に係る限度額の単価を、政令に準じて次のとおり引き上げること。</p> <p>1 ビラ作成について 8円38銭に引き上げ（現行単価 7円73銭）<br/>                 2 ポスター作成について 586円88銭に引き上げ（現行単価 541円31銭）</p>  |                       |
| <p>今後の取扱い</p>    | <p>1 令和7年11月 市議会第4回定例会に条例改正議案を提出<br/>                 12月 改正条例の施行<br/>                 2 改正条例が適用される主な選挙<br/>                 (1) 秦野市長選挙（令和8年1月30日任期満了）<br/>                 (2) 秦野市議会議員選挙（令和9年9月10日任期満了）</p>   |                       |

議案第 号

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、改正するものであります。

## 秦野市条例第 号

## 秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成5年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第8条第2項中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（次項において「施行日」という。）から施行する。  
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 議案第 号 秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(公費によるビラ作成の範囲)</p> <p>第6条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、その届出に係る契約によりその候補者が作成事業者に支払うべき金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価（<u>8円38銭</u>を超えるときは、<u>8円38銭</u>）にそのビラの作成枚数を乗じて得た金額を、その作成事業者の請求によりその作成事業者に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。</p> | <p>(公費によるビラ作成の範囲)</p> <p>第6条 本市は、候補者が前条の規定による届出をしたときは、その届出に係る契約によりその候補者が作成事業者に支払うべき金額のうち、ビラ1枚当たりの作成単価（<u>7円73銭</u>を超えるときは、<u>7円73銭</u>）にそのビラの作成枚数を乗じて得た金額を、その作成事業者の請求によりその作成事業者に対して支払うものとする。ただし、法第93条第1項の規定によりその候補者の供託物が本市に帰属するときは、公費負担しないものとする。</p> |
| <p>2 (略)</p>   | <p>2 (略)</p>   |
| <p>(公費によるポスター作成の範囲)</p>  | <p>(公費によるポスター作成の範囲)</p>  |
| <p>第8条 (略)</p>   | <p>第8条 (略)</p>   |
| <p>2 前項本文の場合において、ポスター1枚当たりの作成単価が、<u>586円88銭</u>に秦野市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和58年秦野市条例第6号）により設置するポスター掲示場（以下「掲示場」という。）の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超えるときは、単価の限度額とする。</p>                 | <p>2 前項本文の場合において、ポスター1枚当たりの作成単価が、<u>541円31銭</u>に秦野市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和58年秦野市条例第6号）により設置するポスター掲示場（以下「掲示場」という。）の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超えるときは、単価の限度額とする。</p>                 |

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 (略)

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて（改正要旨）

## 1 改正の趣旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）が令和7年6月4日公布、同日施行され、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、その額に準じて、秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に規定する限度額についても所要の改正をするものです。

## 2 改正の内容

| 選挙運動       | 区分    | 改正単価    | 現行単価     | 備考                                     |
|------------|-------|---------|----------|--|
| ビラ作成       | 一枚当たり | 8円38銭   | 7円73銭    | 議員選挙は<br>4,000枚、<br>市長選挙は<br>16,000枚まで |
| ポスター<br>作成 | 一枚当たり | 586円88銭 | 541円31銭  | 市内269か所                                |
|            | 企画費   | 変更なし    | 316,250円 |  |

※ ポスター 一枚当たりの作成単価の限度額

（単価×掲示場数＋企画費）÷掲示場数＝1,762円53銭

※ 本市のポスター掲示場数

269箇所

## 3 前回の改正

(1) 時期 令和4年12月

(2) 理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴うもの

## 4 施行日

公布の日

※ 施行日以後にその期日を告示される選挙について適用

総行管第 326 号  
令和 7 年 6 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各 指 定 都 市 市 長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総 務 大 臣

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

第 217 回国会において成立をみた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 7 年法律第 50 号をもって、本日公布されました。

また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正基準令」という。）は、令和 7 年政令第 87 号をもって、令和 7 年 3 月 28 日に、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正公選令」という。）及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が、それぞれ令和 7 年政令第 200 号及び令和 7 年総務省令第 57 号をもって、本日、それぞれ公布されました。

今回の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）の改正は、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定することを、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成 19 年政令第 122 号）の改正は、公務員給与における地域手当の改定等を踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めることを、それぞれ目的として行われました。

また、今回の公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の改正は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院

議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法、改正基準令、改正公選令及び改正規則の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新基準法」という。）及び改正基準令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（以下「新基準令」という。）並びに改正公選令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新公選令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、また、新基準法により算定される選挙執行経費の基準額は、通常の場合において国が負担する限度額となるものであるため、各選挙管理委員会においては、事務の合理化に努め、その範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

## 記

### 第1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び同法施行令の一部改正

#### 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、選挙長等の費用弁償額が次のとおり引き上げられたほか、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額が改定されたこと。（新基準法第4条から第9条まで、第13条から第15条まで及び第17条関係）

| 区分           | 改正単価    | 現行単価    |
|--------------|---------|---------|
| 選挙長          | 12,200円 | 10,800円 |
| 投票所の投票管理者    | 14,500円 | 12,800円 |
| 期日前投票所の投票管理者 | 12,800円 | 11,300円 |
| 開票管理者        | 12,200円 | 10,800円 |
| 投票所の投票立会人    | 12,400円 | 10,900円 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 10,900円 | 9,600円  |
| 開票立会人        | 10,100円 | 8,900円  |
| 選挙立会人        | 10,100円 | 8,900円  |

## 2 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部改正

- (1) 国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めること。（改正基準令本則関係）
- (2) 地域手当の支給地域及び支給割合について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項の規定により、令和10年3月31日までの期間は経過措置がとられることを踏まえ、同期間は新基準令においても同様の経過措置をとるものとされたこと。（改正基準令附則第2条関係）

## 3 施行期日等

- (1) 改正法は、公布の日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）
- (2) 新基準法の規定（新基準法第13条の3の規定を除く。）は、改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用するものとされたこと。（改正法附則第2条第1項関係）
- (3) 新基準法第13条の3の規定は、公職選挙法第30条の3第1項に規定する申請の時の属する日（同法第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあつては、同法第30条の5第4項の規定による申請の日）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用するものとされたこと。（改正法附則第2条第2項関係）

## 第2 公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正

### 1 公職選挙法施行令の一部改正

#### (1) 選挙公営限度額の引上げ

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が次のとおり引き上げられたこと。

ア 選挙運動用通常葉書の作成の公営（新公選令第109条の7関係）

| 区分                 | 改正単価  | 現行単価  |
|--------------------|-------|-------|
| 35,000枚以下の場合 1枚当たり | 8円62銭 | 7円95銭 |

|                       |          |          |
|-----------------------|----------|----------|
| 35,000 枚を超える場合 1 枚当たり | 7 円 46 銭 | 6 円 88 銭 |
|-----------------------|----------|----------|

イ 選挙運動用ビラの作成の公営（新公選令第 109 条の 8 関係）

| 区分                    | 改正単価     | 現行単価     |
|-----------------------|----------|----------|
| 50,000 枚以下の場合 1 枚当たり  | 8 円 38 銭 | 7 円 73 銭 |
| 50,000 枚を超える場合 1 枚当たり | 5 円 62 銭 | 5 円 18 銭 |

ウ 選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営（新公選令第 110 条の 2 関係）

| 区分     | 改正単価     | 現行単価     |
|--------|----------|----------|
| 1 枚当たり | 61,379 円 | 56,613 円 |

エ 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成の公営（新公選令第 110 条の 3 関係）

| 区分     | 改正単価     | 現行単価     |
|--------|----------|----------|
| 1 枚当たり | 58,114 円 | 53,601 円 |

オ 選挙運動用ポスターの作成の公営（新公選令第 110 条の 4 関係）

① 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合

| 区分  |                                  | 改正単価       | 現行単価       |
|-----|----------------------------------|------------|------------|
| 印刷費 | 選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり  | 586 円 88 銭 | 541 円 31 銭 |
|     | 選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり | 30 円 73 銭  | 28 円 35 銭  |

② 参議院比例代表選出議員の選挙の場合

| 区分     | 改正単価 | 現行単価 |
|--------|------|------|
| 1 枚当たり | 40 円 | 37 円 |

カ 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営（新公選令第 125 条の 3 関係）

| 区分     | 改正単価     | 現行単価     |
|--------|----------|----------|
| 1 枚当たり | 44,403 円 | 40,954 円 |

キ 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営（新公選令第132条の3の2関係）

| 区分    | 改正単価  | 現行単価  |
|-------|---|---|
| 1枚当たり | 40円 + $\frac{219,540 \text{ 円}}{\text{法定上限枚数}}$ | 37円 + $\frac{202,490 \text{ 円}}{\text{法定上限枚数}}$ |

2 公職選挙法施行規則の一部改正

公職選挙法施行令の一部改正に伴う諸様式の改正が行われたこと。

3 施行期日等

(1) 改正公選令及び改正規則は、公布の日から施行するものとされたこと。(改正公選令附則第1項及び改正規則附則第1項関係)

(2) 新公選令及び新規則の規定は、改正公選令及び改正規則の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。(改正公選令附則第2項及び改正規則附則第2項関係)

以上



(調整規定)

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和七年法律第五十一号)の施行の前日である場合には、同法第六条のうち内閣府設置法第十六条の次に一条を加える改正規定中「第三項第七号の九」とあるのは、「第三項第七号の十一」とし、前条のうち同法第十六条の第二項の改正規定は、適用しない。

内閣総理大臣 石破 茂

政 令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項、第百六十四条の二第六項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九十九条の七第二項第一号中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に改め、同項第二号中「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」を「三十万七千七百円と七円四十六銭」に改め、同条第三項中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に改める。

第九十九条の八中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に、「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に、「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」を「三十万七千七百円と七円四十六銭」に、「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第一百条の二第二項及び第三項中「五万六千六百十三円」を「六万三千三百七十九円」に改める。第一百条の三中「五万六千六百十三円」を「六万三千三百七十九円」に、「五万三千六百一円」を「五万八千四百一円」に改める。

第一百条の四第二項第一号イ中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同号ロ中「二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭」を「二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭」に改め、同項第二号中「三十七円」を「四十円」に改める。

第一百二十五条の三中「五万六千六百十三円」を「六万三千三百七十九円」に、「四万九百五十四円」を「四万四千四百三円」に改める。第一百三十二条の三の第二号中「三十七円」を「四十円」に、「二十万二千四百九十円」を「二十一万九千五百四十円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この政令の施行の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

総務大臣 村上誠一郎  
内閣総理大臣 石破 茂

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百一号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和七年法律第五十一号)の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

第一条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。  
(平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「第二条第九号」を「第二条第二号」に改める。  
一 平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令(平成二十八年政令第二百十八号)本則

二 令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令(令和元年政令第百四十三号)本則  
三 令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令(令和二年政令第二百三十四号)本則

四 令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令(令和六年政令第百四号)本則

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣 石破 茂

## 政令第二百号

## 公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百十二条第十項、第四百十三条第十四項、第四百六十四條の二第六項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百九条の七第二項第一号中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に改め、同項第二号中「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」を「三十万七千七百円と七円四十六銭」に改め、同条第三項中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に改める。

第百九条の八中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に、「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に、「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」を「三十万七千七百円と七円四十六銭」に、「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第百十条の二第二項及び第三項中「五万六千六百十三円」を「六万三千三百七十九円」に改める。

第百十条の三中「五万六千六百十三円」を「六万三千三百七十九円」に、「五万三千六百一円」を「五万八

千百十四円」に改める。

第一百条の四第二項第一号イ中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同号ロ中「二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭」を「二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭」に改め、同項第二号中「三十七円」を「四十円」に改める。

第二百二十五条の三中「五万六千六百十三円」を「六万三千三百七十九円」に、「四万九百五十四円」を「四万四千四百三元」に改める。

第三百三十二条の三の二第十項中「三十七円」を「四十円」に、「二十万二千四百九十円」を「二十一万九千五百四十円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

### (適用区分)

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は

告示される選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

## 理由

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要があるからである。

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第十一章 選挙運動

第十一章 選挙運動

（通常葉書の作成の公営）

（通常葉書の作成の公営）

第百九条の七 （略）

第百九条の七 法第四十二条第十項（同項の通常葉書（以下この条において「特定通常葉書」という。）の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、通常葉書の作成を業とする者との間において特定通常葉書の作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に關する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならない。

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方である通常葉書の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定通常葉書の一枚当たりの作成単

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方である通常葉書の作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定通常葉書の一枚当たりの作成単

価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定通常葉書の作成枚数（当該特定候補者を通じて、法第百四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額については、同条第十項後段において準用する法第百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該通常葉書の作成を業とする者からの請求に基づき、当該通常葉書の作成を業とする者に対し支払う。

一 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚以下である場合 八円六十二銭

二 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚を超える場合 三十万七千七百円と七円四十六銭 にその三万五千枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該特定通常葉書の作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

3 法第百四十二条第十項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、八円六十二銭に特定通常葉書の作成枚数（当該作成枚数が、同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

4 (略)

価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定通常葉書の作成枚数（当該特定候補者を通じて、法第百四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額については、同条第十項後段において準用する法第百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該通常葉書の作成を業とする者からの請求に基づき、当該通常葉書の作成を業とする者に対し支払う。

一 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚以下である場合 七円九十五銭

二 当該特定通常葉書の作成枚数が三万五千枚を超える場合 二十七万八千二百五十円と六円八十八銭にその三万五千枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該特定通常葉書の作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

3 法第百四十二条第十項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、七円九十五銭に特定通常葉書の作成枚数（当該作成枚数が、同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第百四十二条第十項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(ビラの作成の公営)

第九九条の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第四百二十二条第十項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「八円六十二銭」とあるのは「八円三十八銭」と、同項第二号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「三十万七百元と七円四十六銭」とあるのは「四十一万九千円と五円六十二銭」と、同条第三項中「八円六十二銭」とあるのは「八円三十八銭」と読み替えるものとする。

(選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営)

第一百十条の二 (略)

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者

(ビラの作成の公営)

第九九条の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第四百二十二条第十項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「七円九十五銭」とあるのは「七円七十三銭」と、同項第二号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」とあるのは「三十八万六千五百円と五円十八銭」と、同条第三項中「七円九十五銭」とあるのは「七円七十三銭」と読み替えるものとする。

(選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営)

第一百十条の二 法第四百十三条第十四項（同条第一項第一号の立札及び看板の類（以下この条において「特定立札及び看板の類」という。）の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、立札及び看板の類の作成を業とする者との間において特定立札及び看板の類の作成に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならない。

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者

(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者  
で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき  
候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載さ  
れているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この  
項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当  
該契約の相手方である立札及び看板の類の作成を業とする者に支払うべ  
き金額のうち、当該契約に基づき作成された特定立札及び看板の類の一  
当たりの作成単価(当該作成単価が六万三千三百七十九円を超える場合に  
は、六万三千三百七十九円)に当該特定立札及び看板の類の作成数(当該  
特定候補者を通じて法第三百三十一条の規定により設置することが  
できる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内のものであること  
につき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基  
づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したもの  
に限る。)を乗じて得た金額については、法第四百四十三条第十四項後段  
において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当  
する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の  
選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては  
国が、当該立札及び看板の類の作成を業とする者からの請求に基づき、  
当該立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う。

3 法第四百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一  
人について、六万三千三百七十九円に特定立札及び看板の類の作成数(当  
該作成数が、法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる  
選挙事務所の数に三を乗じて得た数を超える場合には、当該三を乗じて  
得た数)を乗じて得た金額とする。

4 (略)

(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者  
で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき  
候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載さ  
れているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この  
項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当  
該契約の相手方である立札及び看板の類の作成を業とする者に支払うべ  
き金額のうち、当該契約に基づき作成された特定立札及び看板の類の一  
当たりの作成単価(当該作成単価が五万六千六百十三円を超える場合に  
は、五万六千六百十三円)に当該特定立札及び看板の類の作成数(当該  
特定候補者を通じて法第三百三十一条の規定により設置することが  
できる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内のものであること  
につき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基  
づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したもの  
に限る。)を乗じて得た金額については、法第四百四十三条第十四項後段  
において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当  
する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の  
選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては  
国が、当該立札及び看板の類の作成を業とする者からの請求に基づき、  
当該立札及び看板の類の作成を業とする者に対し支払う。

3 法第四百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一  
人について、五万六千六百十三円に特定立札及び看板の類の作成数(当  
該作成数が、法第三百三十一条第一項の規定により設置することができ  
る選挙事務所の数に三を乗じて得た数を超える場合には、当該三を乗じて  
得た数)を乗じて得た金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第百  
四十三条第十四項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める

(自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営)

第百十条の三 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。)が法第四百四十三条第十四項(同条第一項第二号の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。)の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「六万千三百七十九円」とあるのは「五万八千四百」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内)」と、同条第三項中「六万千三百七十九円」とあるのは「五万八千四百」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八)」と読み替えるものとする。

(ポスターの作成の公営)

第百十条の四 (略)

(自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営)

第百十条の三 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。)が法第四百四十三条第十四項(同条第一項第二号の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。)の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「五万六千六百十三円」とあるのは「五万三千六百一円」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内)」と、同条第三項中「五万六千六百十三円」とあるのは「五万三千六百一円」と、「法第三百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八)」と読み替えるものとする。

(ポスターの作成の公営)

第百十条の四 法第四百四十三条第十四項(同項のポスター(以下この条において「特定ポスター」という。)の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において特定ポスターの作成に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務

衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定ポスターの作成枚数（当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、法第四百四十三条第十四項後段において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならない。

衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定ポスターの作成枚数（当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、法第四百四十三条第十四項後段において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合

五百八十六円八十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二

十九万三千四百四十円と三十円七十三銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 四十円

3・4 (略)

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合

五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二

十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 三十七円

3 法第百四十三条第十四項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合

前項第一号に定める金額に特定ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数）を乗じて得た金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 前項第二号に定める金額に特定ポスターの作成枚数（当該作成枚数が七万枚を超える場合には、七万枚）を乗じて得た金額

4 前三項に定めるもののほか、第二項の支払の請求の手續その他法第百四十三条第十四項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営）

（個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営）

第二百二十五条の三 第一百十条の二の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における公職の候補者が法第六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第一百十条の二第二項中「六万三千三百七十九円」とあるのは「四万四千四百三元」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」と、「第四百三十三条第十四項後段」とあるのは「第六百六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「六万三千三百七十九円」とあるのは「四万四千四百三元」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあるのは「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」と読み替えるものとする。

#### 第十三章の二 選挙の一部無効による再選挙の特例

（参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）  
第三百三十二条の三の二 （略）

第二百二十五条の三 第一百十条の二の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における公職の候補者が法第六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第一百十条の二第二項中「五万六千六百十三円」とあるのは「四万九百五十四円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」と、「第四百三十三条第十四項後段」とあるのは「第六百六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「五万六千六百十三円」とあるのは「四万九百五十四円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあるのは「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」と読み替えるものとする。

#### 第十三章の二 選挙の一部無効による再選挙の特例

（参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例）  
第三百三十二条の三の二 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。  
（表略）

2 前項の表に掲げる区域を区域として行われる同項の再選挙（以下この条において単に「再選挙」という。）のうち、一の都道府県の区域を区

域として行われるもの又は一の指定都市の区域を区域として行われるものにおいては、参議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、法第百四十九条第三項の新聞広告をすることができる。

3 再選挙のうち、一の都道府県の区域を区域として行われるもの及び一の指定都市の区域を区域として行われるもの以外のものにおいては、参議院名簿届出政党等は、法第百四十九条第三項の規定にかかわらず、新聞広告をすることができない。

4 再選挙においては、参議院名簿届出政党等は、法第百五十条第三項の規定にかかわらず、政見放送をすることができない。

5 再選挙のうち、一の都道府県の区域を区域として行われるもの又は一の指定都市の区域を区域として行われるものにおいては、法第百七十六条の規定にかかわらず、当該都道府県又は当該指定都市の区域を包括する都道府県の区域を単位として通用する特殊乗車券（同条の特殊乗車券であつて、運賃及び国土交通大臣が定める急行料金を支払うことなく利用することができる特殊乗車券でないものをいう。）十五枚を交付し、その他のものにおいては、同条の特殊乗車券及び特殊航空券は、交付しない。

6 再選挙に第九十九条の四第二項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第二項第一号及び第二号イ中「以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）」とあるのは「以上」と、「一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）」とあるのは「一台」と、同号ハ中「以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上）」とあるのは「以上」と、「一人（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二人）」とあるのは「一人」と、同条第四項中「六万四千五百円（参議院比例代

表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、十二万九千円）とあるのは「六万四千五百円」とする。

7 再選挙に第九条の七第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「法第四百二十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百二十二条第一項第一号の二の通常葉書の数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同条第三項中「同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百二十二条第一項第一号の二の通常葉書の数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」とする。

8 再選挙に第九条の八において準用する第九条の七第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「法第四百二十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百二十二条第一項第一号の二のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同条第三項中「同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百二十二条第一項第一号の二のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

9 再選挙に第十條の三において読み替えて準用する第十條の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「以内（参議院

10 再選挙に第十條の四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、

同条第二項中「七万枚」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同項第二号中「四十円」とあるのは「四十円と二十一万九千五百四十円を第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）との合計金額」と、同条第三項第二号中「七万枚を超える場合には、七万枚」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内」とあるのは「以内」と、同条第三項中「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」とあるのは「四」とする。

10 再選挙に第十條の四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、

同条第二項中「七万枚」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同項第二号中「三十七円」とあるのは「三十七円と二十万二千四百九十円を第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）との合計金額」と、同条第三項第二号中「七万枚を超える場合には、七万枚」とあるのは「第三百三十二条の三の二第一項の表法第四百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。